

宮城県立拓桃園 身体拘束適正化に関する基本指針

1 基本理念

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものであるとともに、障害者虐待防止法では「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。このため利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的苦痛を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めることとする。

なお、宮城県立拓桃園は、小児専門病院である地方独立行政法人宮城県立こども病院が運営するものであり、小児に特化した施設として、こどもの発育発達の過程を大切にしながら、治療と生活の二つを両立し支援していく。

2 身体拘束の原則

(1) 切迫性(緊急的に拘束が必要)

利用者本人または、他者が生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性(他の方法が見つからない)

身体抑制その他の行動制限を行う以外に代替えをする方法がないこと。

(3) 一時性(拘束する時間を限定的に定める)

身体拘束、その他の行動制限が一時的であること。

3 身体拘束の定義

本人の身体機能や、行動を制限する各種の行為である。

(1) 個々の状況で合わせ作成された車いす、座位保持椅子などのベルト以外に、転落しないように紐や固定の為のベルトで体幹や手足等を固定すること。

(2) ベッドからの転落・けが防止の為、紐等で体幹や手足を固定すること。

(3) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で固定すること。

(4) 施錠等により居室の出入り口を塞ぎ、自分の意思で開けることが出来ないようにすること。

(5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、ミトン型手袋(布・タオルも含む)を使用すること。

(6) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服(つなぎ服)を着用させること。

4 身体拘束の除外定義

(1) 意思決定能力がある利用者が安全確保のため、自らの意思で決定した場合。

(2) 個々の身体状況に合わせて、変形や拘縮を防止し体幹を安定させる事で、活動性を高める目的で作成された車椅子、座位保持椅子等に付随するベルト。

- (3) 補装具として認定された物を使用した場合。ただし、共用のものなどで代用して使用する際は、理学療法士や作業療法士等より指導を受ける。
- (4) 注入中の胃ろうチューブの抜去予防に体幹をタオル等で固定すること。

5 身体拘束の方法・手順・取り扱い等

「宮城県立こども病院医療安全管理マニュアル」に基づき実施する。

6 当園内で発生した身体拘束等の報告方法等に関する事項

身体拘束等について入所支援計画書及び看護記録等に記載することとし、求めがあった場合に報告ができるよう整備する。

7 身体拘束をしない支援の取り組み

- (1) 利用者の個性や特性を踏まえ、倫理的配慮を怠らない。
- (2) 身体拘束検討委員会を設置する。
- (3) 職員は、日々の患者カンファレンスにおいて、見直しを図る。
- (4) 利用者の安全に配慮した環境整備・工夫に努める。
- (5) 身体拘束を含む障害者虐待について研修し、虐待に敏感な職場環境になるよう努める。
- (6) 毎年4月に行われる職員オリエンテーションにおける、身体拘束を含む障害者虐待についての研修を実施する。
- (7) 意思表示の難しい利用者への支援のために、ケースカンファレンスなどを活用して入所支援計画や看護計画に反映させ、把握に努める。

8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

9 基本指針に定める身体拘束について

「身体拘束に関する基本指針」に定める「身体拘束」については、「宮城県立こども病院医療安全管理マニュアル」に定める「身体抑制」と同義の意味を持つものとしてとらえていくこととする。

付 則

この指針は、令和4年4月1日に制定する。

付 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。